

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-10	有
	請求項	1	無
進歩性 (IS)	請求項	2-7	有
	請求項	1, 8-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2004-293325 A (豊田合成株式会社) 2004. 10. 21, 段落[0012]-[0041], 図1-7 & US 2004/0187923 A1, 段落[0027]-[0069], 図1-10
- 文献2 : JP 2002-285929 A (株式会社ニフコ) 2002. 10. 03, 段落[0020]-[0088], 図1-18 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2014-159209 A (トヨタ自動車株式会社, 京三電機株式会社) 2014. 09. 04, 段落[0028]-[0060], 図2-4 & US 2014/0230920 A1, 段落[0035]-[0067], 図2-4 & CN 103993995 A
- 文献4 : JP 2013-82427 A (京三電機株式会社) 2013. 05. 09, 段落[0036]-[0136], 図1-23 & JP 2015-180567 A & JP 2015-180568 A & US 2013/0075394 A1, 段落[0043]-[0153], 図1-23 & US 2016/0031315 A1 & CN 103016809 A & CN 106065954 A
- 文献5 : JP 2011-178379 A (京三電機株式会社) 2011. 09. 15, 段落[0023]-[0108], 図1-14 & US 2011/0186149 A1, 段落[0050]-[0159], 図1-14
- 文献6 : JP 2002-235623 A (ウオルブロ コーポレイション) 2002. 08. 23, 段落[0009]-[0033], 図1-8 & JP 2000-320416 A & JP 2003-182389 A & US 2001/0011538 A1, 段落[0019]-[0046], 図1-8 & US 6213100 B1 & US 2002/0017281 A1 & DE 10148506 A1 & DE 10021054 A1 & DE 10247791 A1

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 1 には、燃料タンク内に空気室を形成する燃料タンク用通気制御弁において、下部に燃料を導入するための開口部（35b）（段落[0017]参照）を有する筒状のケース（30、35）と、前記燃料タンクの内部と外部とを前記ケース内を經由して連通する通路の通路断面積を、開放状態から前記開放状態より通路断面積が規制された第 1 規制状態（図 4 及び段落[0024]-[0025]参照）に切り替える第 1 フロート弁（40）と、前記通路の通路断面積を前記第 1 規制状態から前記第 1 規制状態よりさらに通路断面積規制された第 2 規制状態（図 5 及び段落[0026]参照）に切り替える第 2 フロート弁（52）とを備え、前記第 1 フロート弁と前記第 2 フロート弁とが内外二重に配置されている（図 1-7 参照）燃料タンク用通気制御弁が記載されている。

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 2 には、燃料タンク内に空気室を形成する燃料タンク用通気制御弁において、下部に燃料を導入するための開口部（52）（段落[0067]参照）を有する筒状のケースと、前記燃料タンクの内部と外部とを前記ケース内を經由して連通する通路の通路断面積を、開放状態から前記開放状態より通路断面積が規制された第 1 規制状態（図 14 参照）に切り替える第 1 フロート弁（55）と、前記通路の通路断面積を前記第 1 規制状態から前記第 1 規制状態よりさらに通路断面積規制された第 2 規制状態（図 15 参照）に切り替える第 2 フロート弁（56）とを備え、前記第 1 フロート弁と前記第 2 フロート弁とが内外二重に配置されている（図 13-18 参照）燃料タンク用通気制御弁が記載されている。

請求項 2-7 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

特に、第 1 フロート弁と第 2 フロート弁とが内外二重に配置されている燃料タンク用通気制御弁において、前記第 1 フロート弁は、ケース内から供給される燃料を溜めることができるカップ状の第 1 燃料槽と、前記第 1 燃料槽の中に配置され、燃料に浮く第 1 フロートと、前記第 1 フロートが燃料に浮いていないときに開放状態を提供し、前記第 1 フロートが燃料に浮いているときに第 1 規制状態を提供する第 1 弁とを有し、前記第 2 フロート弁は、前記ケース内から供給される燃料を溜めることができるカップ状の第 2 燃料槽と、前記第 2 燃料槽の中に配置され、燃料に浮く第 2 フロートと、前記第 2 フロートが燃料に浮いていないときに前記第 1 規制状態を提供し、前記第 2 フロートが燃料に浮いているときに第 2 規制状態を提供する第 2 弁とを有する、との事項は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2-5 により、進歩性を有しない。

文献 2 には、燃料タンク内に空気室を形成する燃料タンク用通気制御弁において、下部に燃料を導入するための開口部（図 5 等参照）を有する筒状のケースと、燃料に浮く第 1 フロート（10b）と、前記第 1 フロートによって操作され、前記燃料タンクの内部と外部とを前記ケース内を経由して連通する通路の通路断面積を、開放状態から前記開放状態より通路断面積が規制された第 1 規制状態（図 2-3 参照）に切り替える第 1 弁（10c）と、燃料に浮く第 2 フロート（11b）と、前記第 2 フロートによって操作され、前記通路の通路断面積を前記第 1 規制状態から前記第 1 規制状態より通路断面積が規制された第 2 規制状態（図 4 参照）に切り替える第 2 弁（11c）とを備える燃料タンク用通気制御弁が記載されている。

文献 2 には、第 1 フロートが配置される「前記ケース内から供給される燃料を溜めることができるカップ状の第 1 燃料槽」及び第 2 フロートが配置される「前記ケース内から供給される燃料を溜めることができるカップ状の第 2 燃料槽」が記載されていない。しかしながら、燃料タンク用通気制御弁において、ケース内から供給される燃料を溜めることができるカップ状の燃料槽にフロート弁を配置することは、文献 3-5 に記載されるように、周知技術である（文献 3 の「抑制部材 50」、文献 4 の「容器体 36」、及び文献 5 の「容器体 32」が、カップ状の燃料槽に相当する。）。文献 2 に記載された燃料タンク用通気制御弁の発明において、第 1 フロートと第 2 フロートとの各々の配置に関して、上記周知技術を適用して、請求項 8 に係る発明の構成とすることは、当業者にとって容易である。

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2-5 により、進歩性を有しない。

サイホン通路を備えることは当業者が適宜なし得た設計的事項である。

請求項 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2-5 により、進歩性を有しない。

貫通穴（文献 2 の「通気孔 35」等を参照）及び絞り通路（文献 2 の「連通孔 11a」等を参照）の大きさは、必要とされる通路断面積の規制の程度等に応じて当業者が選択し得た設計的事項である。